

電気料金種別定義書

【スマートタイム ONE（電灯）】

株式会社 L o o o p

目次

| | |
|----------------------|---|
| 1. 実施期日 | 2 |
| 2. 定義 | 2 |
| 3. 適用条件 | 2 |
| 4. 電気料金 | 3 |
| 5. 割引種別 | 3 |
| 6. 契約電流の変更 | 4 |
| 7. 本定義書の変更および廃止..... | 4 |
| 別表 | 6 |
| 1. 電気料金 | 6 |
| 2. 割引額 | 8 |

電気料金種別定義書【スマートタイムONE（電灯）】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金はすべて消費税等相当額（10%）を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2022年12月1日より実施します。

2. 定義

(1) Loopガス

当社のガス料金メニューである「Loopガス」をいいます。

(2) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

| | |
|--|---|
| 北海道、東北、東京、 中部、北陸、関西、中国、 四国、九州、沖縄 | 当社との契約または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が50キロワット未満であること。また、需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計が50キロワット未満であること。 なお、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーター設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは原則適用外となります。 |
|--|---|

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量

- イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めず。
- ロ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

【式】 契約主開閉器の定格電流 (アンペア)×電圧 ボルト(ボルト)×1/1000

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

- ハ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流または契約容量は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流、契約容量または契約電力の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。
- ニ なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と電力量料金のうちどちらか大きい額と、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。なお、最低月額料金、電力量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 割引種別

- (1) ソーラー割
 - イ 適用条件
 - 以下の条件を全て満たす場合、「ソーラー割」を適用します。
 - ① お客さまの電気の使用場所に設置された太陽光発電設備から発電される電力のうち、当該使用場所で使用する電力を控除した電力について、当社が特定卸供給を受けていること
 - ② 2022年11月30日以前に申し込みが完了していること
 - ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）のとおりとします。

(2) ガス割

イ 適用条件

「Loop ガス」をご契約されており、以下の条件を全て満たす場合、「ガス割」を適用します。

- ① Loop ガスの需要場所が本プランの需要場所と同一であること
- ② Loop ガスのお支払方法が本プランと同一であること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）の通りとします。

(3) EV 割

イ 適用条件

以下の条件を全て満たす場合、「EV 割」を適用します。

- ① お客様自身が電気自動車（以下、「EV 車」といいます。）を保有しており、EV 車用の充電設備がご自宅に備わっていること
- ② 2022 年 11 月 30 日以前に申し込みが完了していること

ロ 割引額

割引額は、別表2（割引額）の通りとします。

6. 契約電流、契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお知らせいたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前

の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、電力量料金は、次のとおりとします。ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

| 電力エリア | 最低月額料金 | |
|---------|------------------------------------|--------|
| 北海道電力管内 | | 0.00 円 |
| 東北電力管内 | 契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0.00 円 |
| 東京電力管内 | | 0.00 円 |
| 中部電力管内 | | 0.00 円 |
| 北陸電力管内 | | 0.00 円 |
| 関西電力管内 | | 0.00 円 |
| 中国電力管内 | 1 契約または契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0.00 円 |
| 四国電力管内 | | 0.00 円 |
| 九州電力管内 | 契約電流 10 アンペアまたは契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 0.00 円 |
| 沖縄電力管内 | 1 契約につき | 0.00 円 |

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(1) 電源料金

電源料金は、各電力エリアのエリアプライス(イ)をエリア損失率(ロ)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

【式】

お客様の 30 分毎の電力使用量¹

× {その 30 分毎のエリアプライス ÷ (1 - エリア損失率) × 1.1 (消費税等相当額)}

イ エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します（沖縄電力管内はシステムプライスを参照します）。算出に用いる各エリアプライス及びシステムプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

ロ エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。

¹ 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客様の 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき、電源料金が計算されるものとします。

各電力エリアのエリアプライス（沖縄電力管内はシステムプライス）及びエリア損失率は下記のとおりです。

| 電力エリア | 対象となるエリアプライス（税抜） 及びシステムプライス（税抜） | エリア損失率 |
|---------|------------------------------------|--------|
| 北海道電力管内 | 北海道エリア エリアプライス | 7.6% |
| 東北電力管内 | 東北エリア エリアプライス | 8.2% |
| 東京電力管内 | 東京エリア エリアプライス | 6.9% |
| 中部電力管内 | 中部エリア エリアプライス | 6.7% |
| 北陸電力管内 | 北陸エリア エリアプライス | 7.9% |
| 関西電力管内 | 関西エリア エリアプライス | 7.8% |
| 中国電力管内 | 中国エリア エリアプライス | 8.0% |
| 四国電力管内 | 四国エリア エリアプライス | 8.3% |
| 九州電力管内 | 九州エリア エリアプライス | 8.2% |
| 沖縄電力管内 | システムプライス | 6.1% |

(2) 固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、サービス料を合計した固定従量料金単価に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する託送費に基づき、固定従量料金が計算されるものとします。

各電力エリアの固定従量料金単価は下記のとおりです。

| 電力エリア | 単位 | 固定従量料金単価 | | |
|---------|------------------|----------|-------|---------|
| | | 託送費 | サービス料 | 合計 |
| 北海道電力管内 | 使用電力量 1kWhにつき | 9.91 円 | 5.5 円 | 15.41 円 |
| 東北電力管内 | | 10.54 円 | | 16.04 円 |
| 東京電力管内 | | 9.61 円 | | 15.11 円 |
| 中部電力管内 | | 10.10 円 | | 15.60 円 |
| 北陸電力管内 | | 8.55 円 | | 14.05 円 |
| 関西電力管内 | | 8.65 円 | | 14.15 円 |

| | | | | |
|--------|--|---------|--|---------|
| 中国電力管内 | | 9.18 円 | | 14.68 円 |
| 四国電力管内 | | 9.58 円 | | 15.08 円 |
| 九州電力管内 | | 9.32 円 | | 14.82 円 |
| 沖縄電力管内 | | 11.16 円 | | 16.66 円 |

2. 割引額

固定従量料金単価から以下の金額を割引きます。

| 電力エリア | ソーラー割 | ガス割 | EV 割 |
|---------|--------|--------|--------|
| 北海道電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 東北電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 東京電力管内 | 1.00 円 | 1.00 円 | 1.00 円 |
| 中部電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 北陸電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 関西電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 中国電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 四国電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 九州電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |
| 沖縄電力管内 | 1.00 円 | — | 1.00 円 |